

川 秘 発 第 2 号  
令和 5 年 11 月 7 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 奥富 精一 様  
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 6 月 2 日執行の市長室定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（秘書課）

秘書課の旅費において、概算払の精算手続きが川口市会計事務規則に則って行われていないので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 5 年 9 月 24 日の「部落解放北足立郡協議会第 2 回研修会」における出張について、概算払で支出し、精算手続きを川口市会計事務規則に則り行い、適正な事務の執行となるよう改めました。

